

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年8月17日  
世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区児童向け2R啓発用DVD作成業務委託

#### (2) 事業目的

ごみの発生には日常の消費行動が深く関係するため、平成27年度を初年度とする世田谷区一般廃棄物処理基本計画においても、発生抑制に主眼を置いた2Rを推進していくこととしている。現在、小学校における出前授業の際に使用している既存の啓発用DVDはリサイクル工程の紹介に大半の時間が割かれているため内容を刷新する必要がある。

子どもへの環境教育が大人になってからの消費行動に影響を与えるため、発生抑制の重要性を効果的に伝えることで、将来のごみ減量につながるとともに子どもから家庭内への波及効果も狙うことで、更なるごみ減量の普及啓発を行うことを目的とする。

#### (3) 業務内容

受託事業者は、上記の事業目的を達成するため区の動画の作成に係る業務を下記のとおり行うこと。

##### シナリオの作成

区が作成する概要案をもとに、アニメーションの画コンテ、ナレーション字幕を入れたシナリオを児童向けに分かりやすい表現で作成すること。

##### 啓発用動画データの作成

で作成したシナリオに基づき、必要な動画、静止画、アニメーションを作成及び編集し、啓発用動画を作成すること。動画の長さは全体で15分程度とし、ナレーションや音楽を加えたものとする。また、撮影する映像は、43インチ以上の液晶画面での鑑賞に堪えられるものとし、映像酔い等の防止に配慮すること。

納品物は、動画データのマスター版および動画を録画したDVD40枚とする。

#### (4) 履行期間(予定)

契約締結日(平成30年10月下旬予定)から平成31年3月15日(金)

### 2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。なお、本件の参加にあたり、世田谷区の競争入札参加資格の有無は問わないものとする。

#### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第1

67条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (2) 区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 過去5年間に官公庁等からの発注によるアニメーション入りの動画制作の実績があること。

### 3 参加表明書の提出

#### (1) 提出書類等

次の～を全て1部ずつ提出すること。ただし、世田谷区の入札参加資格を有している場合は、～の書類提出を省略することができる。

「参加表明書(別紙1)」

「登記事項証明書」(発行年月日から3ヶ月以内のもの)

「法人に関する書類(定款等)」

「会計に関する書類(直近の収支計算書等)」

「納税証明書(法人事業税・法人税・消費税)」(発行日から3ヶ月以内。写しも可。)

「法人としての動画制作実績等(別紙2)」

「業務責任者等の実績等(別紙3+動画データ)」

上記の提出物の詳細については、別紙2、別紙3を参照のこと。

- (2) 提出期限 平成30年8月31日(金)午後5時まで(時間厳守)
- (3) 提出方法 「15.担当所管課」の窓口まで持参または郵送(必着)のいずれかで提出すること。  
受付時間は午前9時～午後5時とする(土・日曜日、祝日を除く)。

### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 5 提案書に求める内容

提案書は、下記(1)～(3)を全て含めて作成すること。

#### (1) 実施体制、実施方針等(2～3ページ程度)

様式は自由とするが、下記～を全て踏まえること。

本事業の実施体制(法人の概要・略歴・本事業の業務責任者の経歴や資格等を記載すること。また、再委託を行う場合はその旨を明記すること)

区との連絡体制

本事業の履行に際して、作業スケジュール案、特に重視する点等。

#### (2) 業務内容に関する企画提案(5ページ以内)

様式は自由とするが、企画提案内容の記載に当たっては、【資料1】児童向け啓発冊子「できることからごみへらし!2018」の内容を踏まえたうえで、【資料2】「DVDシナリオに盛り込むべき内容」に添ったものとする。作成するシナリオの概要案には、実写として制作するかアニメーションとして制作するかを触れること。

ただし、【資料2】における主な内容の 2～5については実写映像とし、6及び11についてはアニメーション映像とすること。また、作成するシナリオに基づき、ナレーション形式とするか会話形式とするかにより、声優およびMA収録について可能な限り具体的な内容とすること。映像の画質レベルについても具体的内容を記載すること。

(3) 見積書(1ページ程度)

様式は自由とするが、内容、内訳金額、税額、合計金額等がわかるように、詳細に作成すること。

6 提案書を特定するための評価基準

審査は、下記(1)～(3)の総合的評価により行う。

- (1) 参加表明書提出時の添付資料による履行実績等
- (2) 提案書(実施体制・実施方針等、業務内容提案、見積書)・プレゼンテーション
- (3) 区の事業目的に照らし、児童向けに分かりやすく効果的であるか

7 手続き等

(1) 担当所管課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区役所分庁舎(ノバビル)1階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当 担当:松橋・太田和

電話番号:03-5432-2929 FAX番号:03-5432-3058

E-mail:SEA02241@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年8月17日(金)～平成30年8月31日(金)

場 所 上記(1)の清掃・リサイクル部事業課窓口または当課ホームページ  
ホームページ掲載箇所

[くらしのガイド](#) [暮らし・手続き](#) [ごみ・リサイクル](#) [お知らせ](#)

方 法 区のホームページからのダウンロード又は窓口で希望者に無償配布  
窓口での配布時間は午前9時～午後5時とする(土・日曜日、祝日を除く)。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成30年8月31日(金)午後5時(時間厳守)

提出場所 上記(1)の清掃・リサイクル部事業課窓口

提出方法 郵送(必着)または持参

受付時間は午前9時～午後5時とする(土・日曜日、祝日を除く)。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成30年10月2日(火)午後5時(時間厳守)

提出場所 上記(1)の清掃・リサイクル部事業課窓口

提出方法 直接持参すること(郵送不可)

受付時間は午前9時～午後5時とする(土・日曜日、祝日を除く)。

## 8 その他

### (1) 費用負担

参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、区では一切負担しない。

### (2) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

### (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

### (4) 契約保証金 免除

### (5) 契約書作成の要否 要

### (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、区が当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

### (7) 関連情報を入手するための照会窓口 「15.担当部課」に同じ

### (8) 情報公開

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

### (9) 著作権

本件の成果物の著作権は区に帰属する。また、本件の受託者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、本件の契約前に受託者が保有していた権利については、この限りではない。なお、今回制作する動画に関しては明確な使用期間は設定していないため、使用音楽、出演者、ナレーター等、受託者の責任において処理を行うこと。

### (10) 詳細は説明書による。